調 査 の 概 要

# １．調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

# ２．調査の周期

昭和２３年度から毎年実施

# ３．調査の期日

平成２７年５月１日現在。

※「理由別長期欠席者数」は、平成２６年度間の長期欠席者について、平成２７年５ 月１日現在。

※「卒業後の状況調査」は、平成２６年度間の卒業者（高等学校及び特別支援学校の高等部にあっては、平成２５年度以前の卒業者で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、平成２７年５月１日現在。

# ４．調査の範囲

①学校調査 ・・・幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高

等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校

②学校通信教育調査 ・・・通信制課程を置く高等学校

③不就学学齢児童生徒調査・・・不就学の学齢児童及び学齢生徒

④学校施設調査 ・・・私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学

校、高等学校、専修学校及び各種学校、公立の幼保連携型認定こども園、専修学校

⑤卒業後の状況調査 ・・・中学校、高等学校及び特別支援学校の中学部・高等部の

卒業者

# ５．主な調査事項

|  |  |
| --- | --- |
| 調査事項 | 報告者 |
| 学校調査  学校数、学級数、在籍者数、教職員数、入学者数及び卒業者数 | 学校等の長 |
| 学校通信教育調査  生徒数・単位修得者数、入学・退学者数、教職員数 | 通信制課程を置く高  等学校の長 |
| 不就学学齢児童生徒調査  就学免除者数、就学猶予者数、居所不明者数、死亡者数 | 市町村教育委員会 |
| 学校施設調査  構造建物面積、用途別土地面積  （学校施設調査結果については掲載を省略。） | 私立学校の設置者、公立の幼保連携型認定こども園、専修学  校は当該学校の長 |
| 卒業後の状況調査  卒業者の進学及び就職等の状況 | 中・高等学校（中学  部・高等部）の長 |

**６．調査系統**

・通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校の長

・公立及び私立の幼保連携型認定こども園、高等学校（通信制課程のみを置く高等学校を除く。）及び中等教育学校

の長（※）

・都道府県立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の長

・私立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の長（※）

文部科学大臣

・大学及び高等専門学校の長

・国立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び

各種学校の長

都道府県知事

市町村長

※ 文部科学省の調査要綱では、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校については、市町村長の調査系統に含まれているが、本県では、都道府県の取集系統として取り扱っている。

・市町村教育委員会

・市町村立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の長

# ７．調査方法と集計

文部科学省が県を通じ、県下の学校及び市町村教育委員会を対象に悉皆調査（国立学校、大学、短期大学、高等専門学校を除く。）を行い、文部科学省において機械（電子計算機）集計をした。

# ８．本年度の主な変更点

①学校基本調査の統計名称を「学校基本統計」に変更。

②調査票

「学校調査票（幼保連携型認定こども園）

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18

年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行） により、新たな学校種として「幼保連携型認定こども園」が創設されることに伴い、 本年度から新たに実施。

「卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）（４－１）

・「９ 状況別卒業者数」について、「E 就職者（左記 A、B、C、D を除く）」に下記のとおり内訳を新設する。

「正規の職員・従業員、自営業主等」

「正規の職員等でない者（雇用契約が一年以上かつフルタイム勤務相当の者）」

また、「一時的な仕事に就いた者」の調査項目名を「一時的な仕事に就いた者（雇用契約が一年未満又は短時間勤務の者）」に変更する。

・「（再掲）左記 A、B、C、D のうち就職している者」に下記のとおり内訳を新設する。

「正規の職員等」「正規の職員等でない者」

# ９．利用上の注意

①学校数には休校中のものも含む。

②この報告書には国立の学校（国立大学法人の設置する学校）の数値も含む。

③高等学校の学級数は、公立の本科のみ集計されている。

④比率算出は、表示単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が 100％にならないものもある。

⑤統計表の符号は次のとおりである。

「－」 数値の該当がないもの

「0」、「0.0」 表章単位に満たない数字

「△」 負数の数字

「…」 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合

「Ｘ」 学校等の秘密の保護のため、秘匿措置をとったもの